

個人質問

議会事務局 処理欄	令和5年8月16日 17時04分 受付
	質問順位 第9番

武豊町議会議長 青木 信哉 殿

武豊町議会議員 甲斐百合子

一般質問の通告について

令和5年第3回武豊町議会定例会において、次のように質問したいから通告します。

質問事項	質問の要旨(具体的にご記入願います)
<p>1. 外国にルーツを持つ子ども(国籍に関係なく、両親または、そのどちらかが外国出身の子ども)と保護者への支援について</p>	<p>【趣旨説明】</p> <p>少子化・人口減少による人手不足、入管法の改正など社会の情勢により外国人労働者は、年々増加しています。厚生労働省によると、令和4年10月時点で、日本国内の外国人労働者数は1,822,725人。前年比で95,504人増加し、届出が義務化された平成19年以降、過去最高を更新しています。</p> <p>それに伴い、特に製造業の多い地域を中心に、帯同する日本語のわからない配偶者や子どもも増加しています。</p> <p>文部科学省(令和3年5月)の資料によると、公立学校における日本語指導が必要な児童生徒(日本国籍含む)は、平成30年度に5万人を超え、10年間で1.5倍増。そのうち2割以上が、日本語指導等の特別な指導を受けることができていない。また、令和元年度の調査では、約2万人の外国人の子どもが、就学していないか、就学状況が確認できていない状況にある事が明らかになったとあります。</p> <p>日本においては、子どもの「教育を受ける権利」が憲法26条により補償されています。これは、国籍を問わず国内に居住する全ての子どもが対象です。そのため、外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、国際人権規約等を踏まえ、無償で日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障しています。</p> <p>愛知県では、全国に2番目に多い、約27万人の外国人県民が暮らしており、その6割が永住化傾向にあります。2019年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、2019年に国の指針が策定されたことから、「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」が策定されました。</p> <p>本町においては、日本語の理解が不十分な児童生徒への支援のため、日本語指導担当教員が配置され、衣浦小学校を拠点校として、全小中学校を巡回し、個別の指導を行っています。また、国際交流員を配置し、日本語指導を必要とする児童生徒への学習・生活支援を行うとともに、通訳・翻訳を通じた日本語の理解が不十分な保護者への対応も行っています。</p> <p>しかしながら、日本語指導が必要な児童生徒においては、日常会話が習得できても、学習言語は難しく、進学に不安がある。保護者においても、学校からの配布物が理解できず困っている。経済的にも厳しく、進級進学時にご苦労されている現状があるようです。</p> <p>製造業の多い本町にとって、今後も外国人労働者は大きな労働力であり、大切な町民です。「外国にルーツを持つ子どもたち」が、武豊町で健やかに育ち、そのご家庭が、武豊町に住んで良かったと思えるよう、本町の学校の受け入れ体制や支援について、以下質問します。</p>

【質問事項】

- ① 本町において、外国にルーツを持つ子どもの就学状況は、どうなっていますか。
- ② 本町において、外国にルーツを持つ児童生徒の在籍数は、それぞれ何人ですか。
- ③ そのうち、日本語指導が必要な児童生徒はそれぞれ何人ですか。
- ④ 学校の受け入れ体制と児童生徒への支援内容は、どのようになっていますか。
- ⑤ 日本語指導が必要な中学生の進路状況は、どうですか。
- ⑥ 日本語指導が必要な中学生に対して、どのような進学支援を行っていますか。
- ⑦ 多言語翻訳システム等の ICT を活用した取り組みに関して、本町のお考えはどうですか。
- ⑧ 現在不登校の子どもの中に、外国にルーツを持つ児童生徒は何人いますか。
- ⑨ 外国にルーツを持つ子どもの保護者に対して、どのような支援を行っていますか。
- ⑩ 保護者に向けて配布するプリントなどにルビを付けては、どうでしょうか。
- ⑪ 中学校の制服バザーの案内を小学 6 年生の保護者へも周知してはどうでしょうか。
- ⑫ 日本語ボランティアが運営する日本語教室への委託内容はどのようなものですか。
- ⑬ 外国にルーツを持つ子どもや保護者に対して、交流の出来る居場所に関して、本町のお考えはどうですか。